

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公開番号】特開2004-217851(P2004-217851A)
 【公開日】平成16年8月5日(2004.8.5)
 【年通号数】公開・登録公報2004-030
 【出願番号】特願2003-9221(P2003-9221)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 15/00 (2006.01)
 C 0 8 K 3/04 (2006.01)
 C 0 8 K 7/06 (2006.01)
 C 0 9 K 3/10 (2006.01)

【F I】

C 0 8 L 15/00
 C 0 8 K 3/04
 C 0 8 K 7/06
 C 0 9 K 3/10 E
 C 0 9 K 3/10 N
 C 0 9 K 3/10 Z

【手続補正書】
 【提出日】平成18年9月1日(2006.9.1)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】特許請求の範囲
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 アクリロニトリル結合量が30%以上、ムーニー粘度 $ML_{1+4}(100)$ 80以下(中心値)、ヨウ素価が28以下(中心値)である水素化ニトリルゴム100重量部当り65~200重量部のカーボンファイバーを配合してなる水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項2】 さらに100重量部以下のカーボンブラックが添加された請求項1記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項3】 30~100重量部のカーボンブラックが添加された請求項2記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項4】 さらに60重量部以下のグラファイトが添加された請求項1記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項5】 10~60重量部のグラファイトが添加された請求項4記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項6】 カーボンファイバーを含めた充填材の配合量が90~250重量部である請求項2または4記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項7】 さらにカーボンブラック30~100重量部およびグラファイト10~60重量部が添加された請求項1記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項8】 カーボンファイバーを含めた充填材の配合量が120~220重量部である請求項3、5または7記載の水素化ニトリルゴム組成物。

【請求項9】 シール材の成形材料として用いられる請求項1乃至7のいずれかに記載の水素化ニトリルゴム組成物。